

○管理不全空家等についての報告

《特定空家等候補一覧》

No.	所在地	状 況	備 考	調査時写真
①	千鳥 2	特定空家等と判定 (H29.2.1 立入調査) : 建物各部の損傷及び老朽化、敷地内の草木繁茂等の状況、また H25、27 年の市環境課行政指導 (草木繁茂) 事績を鑑み判定。	同一所有者 ※市空家等対策協議会に諮った後、 <u>H29.4.10 特定空家等指定</u>	
②	千鳥 2	特定空家等と判定 (H29.2.1 立入調査) : 建物各部の損傷及び老朽化、敷地内の草木繁茂等の状況、また H25、27 年の市環境課行政指導 (草木繁茂) 事績を鑑み判定。		
③	谷山	特定空家等と判定しない (H29.2.3 立入調査) : 建物本体の老朽、損傷等が確認できなかったため。敷地内の立木繁茂について適正管理依頼を行った。	※R2 年度空家等抽出調査において <u>空家判定</u>	
④	川原	特定空家等と判定しない (H29.2.2 立入調査) : 建物本体の老朽、損傷等が確認できず、立入調査後に屋根への措置及び敷地内の除草が確認できたため。	※R2 年度空家等抽出調査において <u>空家判定</u>	
⑤	川原	特定空家等と判定しない (H29.2.2 立入調査) : 建物本体について、将来的な倒壊・崩落等のおそれはあるが、ただちに倒壊・崩落等する危険性が確認できなかったため。建物本体への早急な対応を依頼。	R2 年市空き家・空き地バンクへ登録	
⑥	谷山	特定空家等と判定しない (H29.2.2 立入調査) : 相続放棄物件であるため。	※R2 年度空家等抽出調査において <u>空家判定</u>	
⑦	筵内	(R2.6.26 現地調査) : 外観目視による調査。敷地内の草木が繁茂し、隣地にまで影響を及ぼしていることから、現地確認後、所有者へ適正管理依頼通知送付。		
⑧	天神 5	(R3.11.24 現地調査) : 外観目視による調査。R2 に現地確認および所有者等調査を実施。登記上の所有者が死亡しており、相続人も不明。		

⑨	千鳥 2	(R2.9.8 現地調査) : 外観目視による調査。土地所有者へ適正管理依頼通知送付。		
⑩	新久保 1	(R2.10.27 現地調査) : 外観目視による調査。R2 現地調査後に適正管理依頼通知送付。		
⑪	日吉 2	(R2.4.21 現地調査) : 外観目視による調査。R2 現地調査後に適正管理依頼通知送付。	※R3 市収納管理課が市税滞納のため相続財産管理人を選任	
⑫	谷山	(R1.7.26 現地調査) : 外観目視による調査。敷地内適正管理依頼通知送付。	※R2 年度空家等抽出調査において空家判定	
⑬	青柳	(R2.10.1 現地調査) : 外観目視による調査。敷地内適正管理依頼通知送付。		

《特定空家等の指定経緯 (No.①、②)》

平成 29 年 2 月 1 日	立入調査実施 (特定空家等の判定)
平成 29 年 2 月 21 日	古賀市空家等対策連絡会議 (庁内関係課協議)
平成 29 年 2 月 24 日	市方針決定 (特定空家等の指定)
平成 29 年 3 月 7 日	古賀市空家等対策協議会に諮り特定空家等指定について承認
平成 29 年 4 月 10 日	特定空家等判定結果通知書を送付 特定空家等に指定 (空家特措法第 14 条第 1 項)
平成 29 年 8 月 26 日	所有者代理人より除却を解体業者に依頼した旨報告あり
平成 29 年 11 月 22 日	特定空家等勧告措置 (空家特措法第 14 条第 2 項)
平成 29 年 12 月 28 日	②の物件について除却を確認
平成 30 年 1 月 29 日	①の物件について除却を確認
平成 30 年 2 月 5 日	特定空家等指定解除

《特定空家等の是正状況 (No.①、②)》

・①



(撮影日：平成 30 年 1 月 29 日)

・②



(撮影日：平成 29 年 12 月 28 日)